

省令

○財務省令第六十号
財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年十一月三十日
財務大臣 額賀福志郎

財務省組織規則の一部を改正する省令
財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)の一部を次のように改正する。
別表第九西川口の項中、「芝下二丁目」を「から芝下三丁目まで、芝高木一丁目、芝高木二丁目、芝宮根町、芝東町」に改め、同表指宿の項中、「指宿郡」を削り、同表知覧の項中、「川辺郡知覧町」を「南九州市」に、「川辺郡」を「南九州市」に改める。

附則

この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。
○農林水産省令第八十七号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十五条第一項及び水産資源保護法(昭和二十六年法律第三十三号)第四条第一項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年十一月三十日
農林水産大臣 若林 正俊

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令
指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十一年農林省令第五号)の一部を次のように改正する。
別表第二沖合底びき網漁業の項第一号(160)から(163)までの規定中、「と同県吾川郡春野町との境界にある」を削り、同表大中型まき網漁業の項第一号中、「揖宿郡と同県川辺郡」を「南九州市頰姪町別府」と同市知覧町南別府」に改める。

附則

この省令中別表第二沖合底びき網漁業の項第一号(160)から(163)までの改正規定は平成二十年一月一日から、同表大中型まき網漁業の項第一号木の改正規定は平成十九年十二月一日から施行する。

○農林水産省令第八十八号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第三十八条の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年十一月三十日
農林水産大臣 若林 正俊

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令
家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。
第四十七条の表第四十五条第一号の物(身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であつて、身体障害者が同伴するものを除く。)及び第四十五条第二号の物(穀付きのものに限る。)の項中、「大阪港、神戸港」を「阪神港」に改め、同表第四十五条第二号の物(穀付きのものを除く。)、同条第三号の肉、脂肪、血液、腱及び臓器並びに同条第六号の物の項中、「大阪港、尼崎西宮芦屋港、神戸港」を「阪神港」に改め、「浜田港」の下に、「福山港」を加え、同表第四十五条第三号の皮、毛、羽、角及び蹄並びに同条第五号の肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉の項、同表第四十五条第三号の骨及び同条第五号の骨粉(ふるい目の開きが八四〇マイクロメートルの網ふるいを通す生骨粉を除く。)の項、同表第四十五条第四号の物の項中、「大阪港、尼崎西宮芦屋港、神戸港」を「阪神港」に改め、同表第四十五条第七号の物の項中、「大阪港、神戸港」を「阪神港」に改め、「境港」の下に、「浜田港」を、「水島港」の下に、「福山港」を加え、同表第四十五条第八号の物の項中、「大阪港、神戸港」を「阪神港」に改め、同表第四十五条第一号八の犬のうち、身体障害者補助犬法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であつて、身体障害者が同伴するもの及び第四十五条第二号から第八号までに掲げる指定検疫物であつて携帯品として輸入するものの項中「大阪港、尼崎西宮芦屋港、神戸港」を「阪神港」に改め、「長崎港」の下に、「比田勝港、厳原港」を加える。

附則

この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。

○農林水産省令第八十九号
植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年十一月三十日
農林水産大臣 若林 正俊

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項第一号中、「大阪港、神戸港」を「阪神港」に改める。

附則

この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。
○農林水産省令第九十号
農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)第三十五条第二項の規定に基づき、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年十一月三十日
農林水産大臣 若林 正俊

農林水産省組織規則の一部を改正する省令
農林水産省組織規則(平成十三年農林水産省令第一号)の一部を次のように改正する。
別表第七九州の項管轄区域の欄中、「鹿児島県 揖宿郡 川辺郡」を「南九州市 鹿児島郡」に改める。

附則

この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。
○環境省令第三十一号
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第八十三号)の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第六条の二第六項及び第二十四条の六の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年十一月三十日
環境大臣 鴨下 一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)の一部を次のように改正する。
第一条の十七に次の一号を加える。
七 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第六十六号)第二十一条第二項に規定する者(同法第二十条第二項第一号に規定する認定計画に従つて行う再生利用事業(同法第十一条第二項第二号に規定する再生利用事業をいう。)に利用する食品循環資源(同法第二条第三項に規定する食品循環資源をいい、一般廃棄物に該当するものに限る。)の運搬を行う場合に限る。)

この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。
1 この省令は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月一日)から施行する。
2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
○環境省令第三十二号
環境省設置法(平成十一年法律第九十一号)第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年十一月三十日
環境大臣 鴨下 一郎

附則

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令
地方環境事務所組織規則(平成十七年環境省令第十九号)の一部を次のように改正する。
第四条中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、同条第十五号中(平成十二年法律第六十六号)を削り、同条を同条第十六号とし、同条第十四号の次に次の一号を加える。
十五 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第六十六号)に基づく定期報告の受理に関する事。
附則
この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。